

消防かわら版

令和7年3月発行

春の火災予防運動を実施します。

令和7年4月20日から令和7年4月30日まで

の間、春の火災予防運動を実施します。

春は空気が乾燥し、風がつよい日も多く一度火

災が発生すると被害が大きくなる危険性があり

ますので十分注意してください。

火災予防運動期間中は、防災行政無線および

消防車による広報活動を実施しますのでご理解

とご協力お願いします。

住宅用火災警報器設置率の調査
を実施します。

令和7年4月から登別市内の一般住宅を対象
に住宅用火災警報器の設置率調査を実施しま
す。

消防職員が訪問し設置の有無について伺い
します。その際、機器の販売および業者の斡旋
などはしませんので、悪質な訪問販売等にはご
注意ください。

ご理解とご協力をお願いします。

【警報器のお手入れ】

本体にホコリが付くと感知しづらくなる
ため、定期的に布等で乾拭きしましょう。

【作動試験】

本体に付いているボタンを押し、テスト音
が鳴ったら良好・鳴らなかった場合

「電池が切れている」
「故障の可能性あり」

※10年経過した警報器は交換しましょう。

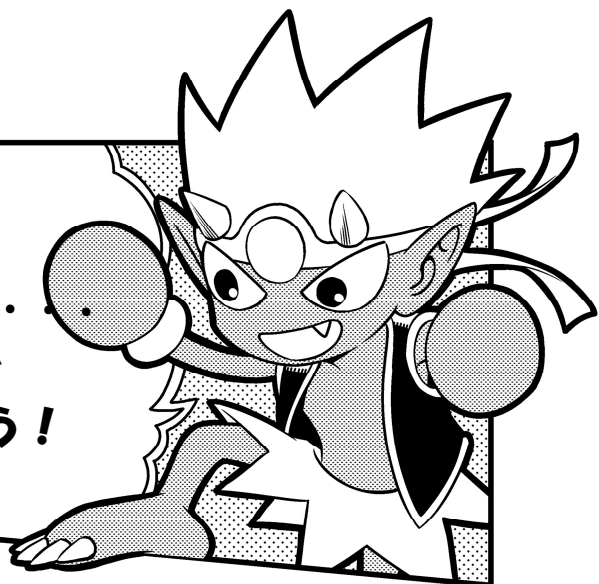


火事と救急は119番
登別市消防本部・登別市消防署

お問い合わせ 85-9611・84-6088



空気が乾燥してきたね。
春は火災の危険がいっぱい。
たばこのポイ捨て、バーベキューetc..
**日常に潜む火災の危険性を
排除しよう！**



義務じゃないけど
自宅に消火器を
用意しておく
さらに安心だ!!

カーテンや
じゅうたんなど
身の回りの物を
防災物品に交換して
万が一に備えよう!

住宅用火災警報器で
もしもの時に
備えておきましょう
交換の目安は
設置から10年です



平成23年から
すべての住宅に
設置義務がある
よ!



**あー! そうだ!
消防署が新しくなった
よ!
これからもよろしく
お願いします!**

火事と救急は119番
登別市消防本部・登別市消防署
85-9611 ・ 84-6088



本紙に関するお問い合わせ・ご感想は登別市消防署警備グループ(84-6088)までお願いします